準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五億七千四百万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十八年一月八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.wao-corp.com/

平成二十八年一月十九日

大阪市北区中崎西二丁目六番一七号

株式会社ワオ・コーポレーション

代表取締役　西澤　昭男

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年二月三日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、同日以降開催予定の平成二十七年度に関する定時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年一月十九日

東京都板橋区板橋三丁目六番一七号

進和株式会社

代表取締役社長　相原　余美

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年二月三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、平成二十八年二月中旬開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年一月十九日

奈良県奈良市東九条町一一一二番地の一

株式会社中川政七商店

代表取締役　中川　淳

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である永峰潤が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年一月十九日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー四階

AVISYS INTERNATIONAL, INC.

日本における代表者　永峰　潤

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市中区根岸旭台六八―一、最後の住所北海道中川郡美深町字東三条北一丁目七番地　被相続人　亡　岡崎　三郎

右被相続人は平成二十七年九月十七日死亡し、その相続人は平成二十八年一月五日旭川家庭裁判所名寄支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十九日

北海道中川郡美深町字東三条北一丁目七番地

相続財産管理人　岡崎　佳子

限定承認公告

本籍北海道札幌市西区山の手二条六丁目七六番地、最後の住所北海道札幌市西区山の手二条六丁目五番一三号　被相続人　亡　河村　厚

右被相続人は平成二十七年十月十七日死亡し、その相続人は平成二十八年一月六日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十九日

東京都千代田区内幸町二丁目二番一号日本プレスセンタービル六階小笠原六川国際総合法律事務所

相続財産管理人河村智子

代理人弁護士　小笠原耕司

同　片倉　秀次

限定承認公告

本籍大阪府大阪市住吉区帝塚山中五丁目二番地八、最後の住所大阪市住吉区帝塚山中五丁目一番二三号　被相続人　亡　川元　守

右被相続人は平成二十七年十月九日死亡し、その相続人は平成二十八年一月五日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十九日

大阪市住吉区帝塚山中五丁目一番二三号

相続財産管理人　川元田鶴子

限定承認公告

本籍全羅南道務安郡夢灘面沙川里五〇二番地、最後の住所（住民票上の住所）大阪府吹田市藤白台四丁目三三番一二号、（実際の住所）大阪市天王寺区上本町七―一―一六ウェルス上本町ローレルタワー一九〇二

被相続人　亡　砂川清太郎こと　鄭　清

右被相続人は平成二十六年一月一日死亡し、その相続人は平成二十八年一月十四日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十九日

兵庫県神戸市灘区八幡町一丁目八番一〇号四〇三

限定承認者　佐藤由季絵

同　佐藤　大樹

同　佐藤　愛

同　佐藤　舞

同　佐藤　美

大阪市北区堂島一丁目一番二五号新山本ビル九階　森岡・山本・韓法律事務所

右代理人弁護士　韓　雅之

限定承認公告

本籍大阪府大阪市東住吉区桑津四丁目三六番地、最後の住所大阪府東大阪市鷹殿町一〇番一七号　被相続人　亡　久保田　繁

右被相続人は平成二十七年十月五日死亡し、その相続人は平成二十八年一月六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年一月十九日

兵庫県芦屋市翠ヶ丘町一一番九号

相続財産管理人　久保田康之

訂正公告

平成二十七年十二月二十二日（号外第二八七号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、資本金の額の減少額「五千五百万円減少し」とあるは「五千五百万円減少し」、効力発生日「平成二十八年一月二十五日」とあるは「平成二十八年二月二十四日」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年一月十九日

東京都八王子市丹木町二丁目二三六番地四

松岡運輸株式会社

代表取締役　新井　一夫

訂正公告

平成二十八年一月十二日（号外第六号）掲載の（甲）エスイー鉄建株式会社並びに（乙）株式会社中川鉄工所に係る合併公告及び第五十三期決算公告（枠組）中、乙の商号に「株式会社中山鉄工所」の誤りにつき訂正します。また、合併公告中の「平成二十八年二月十五日までにお申し出下さい」を「平成二十八年二月二十二日までにお申し出下さい」に訂正します。

平成二十八年一月十九日

扱　店

正　誤

平成二十七年九月三十日（号外第二百二十四号）公布総務省令第八十二号（地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

四七〇ページ下段表中

「

当該事業年度の給料	
二　当該調整組合の当該事ける組合員の期末手当等」	は
当該事業年度の給料	
二　当該調整組合の当該事ける組合員の期末手当等」	の

誤り。

四七一ページ上段表中

「

附則第三十条の二の二	
当該事業年度における組合期組合員（	は
当該事業年度における組合期組合員（	の

」

誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　一月十九日付第一一号六四　ページ●同日付政府調達第一一号五六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）